

## 看護師修学資金貸与規程

### (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会（以下「法人」という。）が運営する沖縄南部療育医療センター及び沖縄中部療育医療センター（以下「施設」という。）において看護師として勤務しようとする学生に対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、その修学を支援し、もって看護師の確保及び資質の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

**第2条** 修学資金の貸与を受けることができる者は、保健師助産師看護師法に基づく看護師養成施設（大学・専門学校等、以下「養成施設」という。）に在学する者で、卒業後に法人の指定する施設に看護師として勤務する意思を有するものとする。

### (申請手続)

**第3条** 修学資金の貸与を希望する者は、次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 修学資金貸与申請書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 在学証明書及び推薦書（様式第2号）
- (3) 最終学歴の成績証明書又は在学中の成績表
- (4) 健康診断書
- (5) 市町村民税納税証明書及び所得証明書

### (選考及び決定)

**第4条** 理事長は、第3条の規定による申請があったときは、書類審査の選考を行い貸与の可否を決定する。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、面接による選考をあわせて行うものとする。

- 2 理事長は、貸与の決定をしたときは、速やかに修学資金貸与選考結果通知書（様式第3号）により本人（以下「借受人」という。）に通知し、修学資金貸与契約書（様式第16号）を締結するものとする。

### (貸与額)

**第5条** 修学資金の貸与額は、月額 50,000 円以下とする。

### (貸与期間)

**第6条** 修学資金を貸与する期間は、貸与を決定した月から、養成施設を卒業する月までとする。ただし、5月以降に決定した場合は、その年度の4月に遡り、決定した月分を含めて一括貸与する。

- 2 前項に規定する貸与期間は、養成施設の修業年限を超えることはできない。

### (貸与方法)

**第7条** 修学資金は、毎月当該月分を当該月の末日までに借受人が指定する銀行口座に振り込むものとする。

### (貸与を受ける者の責務)

**第8条** 借受人は、その目的に従って健康に留意し、勉学に勤しむとともに各年度の4月1日の状況を現況届（様式第10号）により、同年4月末までに理事長に届け出なければならない。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、面接により借受人の状況を確認するものとする。

### (貸与の停止・打ち切り)

**第9条** 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を停止、または打ち切ることができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退学、休学、停学、又は留年したとき
- (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- (4) 心身の故障のため修学の継続が困難と認められるとき
- (5) 学業成績又は素行が著しく不良であると認められるとき
- (6) 偽りその他不正な手段により修学資金の貸与を受けたとき
- (7) 本規程に定める届出等を誠実に履行しなかったとき
- (8) その他、貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

### (貸与の停止期間中の取り扱い及び再開)

**第10条** 前条の規定により貸与を停止された期間については、修学資金は貸与しない。

- 2 理事長は、前条第2号規定により貸与を停止された者が、復学し、又は進級したときは、借受人から復学・進級届兼修学資金貸与再開申請書(様式第7号)により、貸与を再開するものとする。
- 3 前項の規定により貸与を再開する場合であっても、第6条第2項の規定に基づき、養成施設の正規の修業年限を超えて貸与することはできない。
- 4 休学、停学又は留年の期間(以下「貸与停止期間」という。)については、第11条に規定する返還の義務は直ちに発生せず、第13条の規定により返還を猶予する。ただし、貸与停止期間が1年を超えたとき、又は卒業の見込みがなくなったと理事長が認めるときは、第9条第8号に基づき貸与を打ち切り、返還を求めるものとする。

### (借用証書)

**第11条** 借受人は、前条の規定により修学資金の貸与の停止・打ち切りとなったとき、又は修学資金の貸与期間が満了したときは、直ちに借用証書(様式第12号)を理事長に提出しなければならない。

### (返還の義務)

**第12条** 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、第13条の規定により免除される額を除き、既に貸与を受けた修学資金の全額に利息(民法第404条に規定する率を乗じて計算した金額)を付して、一括又は分割で返還しなければならない。

- (1) 養成施設を中途退学したとき
- (2) 養成施設卒業後、直ちに法人の指定する施設に看護師として就業しなかったとき
- (3) 養成施設を卒業した日から起算して13月以内に看護師免許を取得し、直ちに法人の指定する施設に看護師として就業しなかったとき
- (4) 養成施設を卒業した日から起算して13月以内に看護師免許を取得できなかったとき
- (5) 借受人の責めに帰すべき事由により法人の看護師として採用されなかったとき
- (6) 法人の指定する施設に勤務後、第13条に定める免除対象期間を満たさずに自己都合により退職したとき
- (7) 第9条第3号の規定により、修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。この場合において、返還すべき額は辞退の届け出があった日までに貸与を受けた額の全額とする。
- (8) 第9条第4号から第8号の規定により、修学資金の貸与を打ち切られたとき

- 2 前項の規定により返還すべき修業資金を、支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から支払い日までの日数に応じ、当該返還すべき額にその時々における民法所定の法定利率を乗じて計算した遅延損害金を支払わなければならない。

#### (返還の免除)

**第13条** 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の全部又は一部の返還を免除するものとする。

- (1) 借受人が養成施設を卒業後又は卒業から13月以内に看護師免許を取得し、直ちに法人の指定する施設に看護師として入職し、その勤務期間が免除対象期間（貸与を受けた期間。ただし3年以下の場合は3年とみなす）に達したとき
  - (2) 免除対象期間が経過する前に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり解雇されたとき
- 2 第11条第1項第6号の規定に該当する場合において、修学資金の貸与総額を免除対象期間で除し、これに法人の指定する施設に勤務した期間（1月に満たない端数は切り捨て）を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）を免除する。
  - 3 免除対象期間の算定にあたっては、休職期間等は算入しないものとする。

#### (返還の猶予)

**第14条** 理事長は、災害、病気、又は次年度の合格を目指して引き続き学業に専念する場合など、やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると認めたときは返還を猶予することができる。

- 2 前項の規定により猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（様式第14号）に必要書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

#### (返還の裁量免除)

**第15条** 理事長は、借受人が第12条の規定に該当する場合を除くほか、死亡、重度心身障害その他理事長が認める理由により修学資金を返還することができなくなったときは、修学資金貸与額の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の規定により免除を受けようとする者は、修学資金返還債務裁量免除申請書（様式第15号）に証明書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

#### (届出の義務)

**第16条** 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事象が生じたときは、速やかに書面で届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名、その他連絡先に変更があったとき（様式第4号）
  - (2) 退学、休学、停学、留年、又は復学をしたとき（様式第5号～様式第7号）
  - (3) 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき（様式第8号）
- 2 借受人が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、その者の戸籍法による届け出義務者は、遅滞なく死亡（失踪）届（様式第9号）により、理事長に届け出なければならない。

#### (その他)

**第17条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

#### 附則

この規程は、令和8年2月1日から施行する。